

持続可能性の確保に関する特約条項

（持続可能性の確保）

- 第1条 受注者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- 2 受注者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
- （https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf）
- 3 受注者は、協会が受注者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- 4 受注者は、協会が受注者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、受注者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- 5 協会が受注者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、受注者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。